

○駒澤大学経済学部現代応用経済学科・ラボラトリ研究員受入に係る  
取扱内規

平成 31 年 2 月 1 日

制定

(目的)

**第 1 条** この内規は、駒澤大学経済学部現代応用経済学科・ラボラトリ(以下「ラボ」という。)規程第 10 条にもとづき、学外からの研究員(以下「学外研究員」という。)の受け入れについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この内規において学外研究員とは、企業、教育・研究機関、各種関係団体・組織等に在籍する者であって、自己の知見や経験等を活かし、ラボの各種事業の推進に寄与する者をいう。

(受入申請)

**第 3 条** 学外研究員を受け入れようとする者は、学外研究員受入申請書(様式 1)をラボの所長に提出しなければならない。

(受入の審議)

**第 4 条** ラボの所長は、前条の申請書を受けた場合、ラボ規程第 4 条にもとづき運営委員会において審議のうえ諾否を決定する。

2 ラボの所長は、前項の審議結果を経済学部長に報告し、承認を得る。

(委嘱)

**第 5 条** 経済学部長は、前条の承認をしたときは、学外研究員の委嘱を行う。

(受入担当(申請)者)

**第6条** ラボの受入担当者は受入申請書を提出した者とする。

2 受入担当者は、現代応用経済学科専任教員および学内研究員(本学専任教員)に限る。

3 受入担当者は、学外研究員のラボ活動等の実施状況を把握するとともに、ラボ活動等に対する支援を行う。

(学外研究員の受入期間)

**第7条** 学外研究員の受入期間は原則として2年以内とする。ただし、ラボの所長が必要と認めた場合は、受入期間を延長することができる。

2 学外研究員が受入期間を延長しようとするときは、受入期間延長願(任意)を所長に提出し、その承認を得なければならない。

(待遇)

**第8条** 学外研究員と本学の間に、雇用関係は生じないものとする。

2 学外研究員には、報酬その他一切の給付は行わない。

(施設等の利用)

**第9条** 学外研究員は、本学の施設等をラボ活動に必要な範囲内において、利用することができる。

(損害賠償等)

**第10条** 学外研究員は、その責めに帰すべき事由により建物又は設備若しくは備品を滅失し、又は棄損したときは、当該損害の賠償の責を負うものとする。

2 学外研究員が受入期間中に自己の責任により負傷等を被った場合、本学は賠償の責任を負わないものとする。

(受入の取消)

**第 11 条** 学外研究員が本学で活動するに相応しくないと所長が認めたときは、その意見にもとづき、経済学部長は受入を取消することができる。

(諸規則の遵守義務)

**第 12 条** 学外研究員は、ラボ活動等の実施中、本学の指示並びに本学の規程その他の定めに従わなければならない。

(内規の改廃)

**第 13 条** この内規の改廃は、運営委員会、経済学部教授会の議を経て、経済学部長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

この規程は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。